

内合22-48

早稲田大学大学院理工学研究科

博士論文審査報告書

論 文 題 目

明治前期社寺行政における「古社寺建造物」概念の
形成過程に関する研究

Formation process of the notion of
"Ancient shrine and temple" in a religious
building administration in early Meiji Era.

申 請 者

山崎

幹泰

Mikihiro

Yamazaki

建設工学

建築史

2003 年 3 月

明治初年に起こった神仏分離・廃仏毀釈の混乱の後、西洋文明の移入に邁進する社会の影で、明治時代の社寺の造営活動は低迷していたとこれまで考えられてきた。明治神宮などいくつかの世に知られた作品はあるものの、それらの歴史的評価はおしなべて低い。社寺建造物の歴史としての日本建築史は、近世末をもって記述を終えるのが常であり、日本建築史と日本近代建築史の断絶は、いわば自明のこととされてきた。ようやく近年になり、近世と近代の溝を埋める研究が、活発に行われるようになってきつつある。しかし、研究・設計の両面から日本近代の社寺建造物の基礎を築いた伊東忠太が世に出る前、すなわち明治の前半期は、語るべき人物や作品に乏しく、建築史の研究対象とすることは非常に困難を伴うものであった。一部の有力な神社はともかく、政策上冷遇された府県社以下神社や寺院、いわゆる一般社寺については特に、その造営活動や建造物を評価する具体的な論点を、未だ見いだすことができずにいる。

一方で古社寺保存という分野に、社寺建造物における近世と近代の継承性を見る視点はあった。しかし従来の研究では、明治30年公布の古社寺保存法以前の時代については、文化財保護制度の前史として、社寺建造物に美術的な価値が見いだされていく準備段階とのみ捉えられている。ここには、宗教施設としての社寺建造物の、近世からの継続性を見いだすことはできない。

当論文の著者はそうした研究状況を踏まえたうえで、当時の行政と社寺の関係を改めて精査し、明治前期の社寺造営に関する制度の成立過程を解明し、その中で定義された「古社寺建造物」の概念が、後の古社寺保存へどのように展開していくかを、本論文において追究した。特に、明治政府がこの時期に行った全国の社寺建造物の調査成果を明らかにしたこと、および明治時代を代表する国家的事業である東大寺大仏殿明治修理の実態を、設計方針・事業運営の両面から解明したことが、本論文の大きな収穫である。

本論文は序論、本論5章、結論から構成される。以下に各章の概略を述べ、評価を加える。

序論では、研究の目的と意義、従来の研究、研究の範囲と方法について記す。特に既往研究について、日本近代建築史研究の枠を超えて、国家神道研究における最新の成果をも踏まえて整理を行っている点が、著者の研究方法をよく示しており、評価できる。

本論第1章では、古社寺保存法成立直後の京都における古社寺建造物調査について、著者が発掘した新出資料を用いて考察を行っている。日本建築史研究が始まったばかりの明治30年、奈良県下の古社寺建造物について短期間での的確な調査を行った関野貞の調査報告については、これまでもよく知られていた。一方でその直後、京都市に技師として赴任した松室重光が、関野にならって京都の古社寺建造物の調査を行っていた。これまで不明であったその調査報告書の内容を明らかにし、両報告書の成果を比較検討し、関野の

調査報告の再評価と、両報告書の新たな史的位置づけを行った。あわせて関野・松室が参照し、かつ批判の対象とした、過去の社寺調査があったことを指摘する。この指摘は、次章からの論述のための、重要な布石となっている。

第2章では、前章で指摘した関野・松室の調査に先行する古社寺建造物調査の実態を明らかにしている。内務省社寺局が明治15年から行った「400年前社寺建造物調査」は、その取調書を編纂した簿冊の所在が不明のため、これまでその内容が明らかでなかったが、国立国会図書館、奈良県立奈良図書館において著者が発見した二部を含む、計四部の関係資料を整理した。これらは、提出された取調書の控えや帳簿の写本などであったが、奈良県と京都府の計300棟以上の社寺建造物の情報と、全国の調査の概要を知ることができるもので、あわせて解説することでその成果が初めて明らかになる重要なものである。また内務省とは別に、工部省も同時期に古社寺建造物の調査を行っていた事を指摘し、その調書の一部について内容を明らかにし、内務・工部両省の調査内容の比較から、当時の行政における古社寺建造物に対する認識について考察を行った。これらの新出資料は、建築史学が体系化される以前の視点で行われた社寺建造物の調査記録であり、その存在を明らかにした意義は非常に大きい。

第3章では、続いて内務省社寺局の400年前社寺建造物調査を採り上げ、これが社寺の「創立再興復旧」の問題を巡る社寺政策の一環として行われたことを明らかにした。即ち明治11年に明治政府が、一般社寺について信教の自由を認める立場から、江戸時代から引き続いて制限していた社寺の新規創立を事実上解禁したこと、しかし廃仏毀釈からの復興を求めて社寺数が急増し、既存の社寺の存続を脅かす社会問題となったこと、そして古社寺の修繕維持を支援する古社寺保存費の制度が始められたばかりでもあったことから、一般社寺の増加と古社寺の存続が、対立する問題として認識されたことを論述している。結局は明治19年、社寺の創立再興復旧は、一部の例外を除いて原則禁止に戻るが、信教の自由に制限を加えるその表向きの理由として、古社寺を保護することの意義が掲げられたこと、そしてこの過程で既存の社寺には境内の整備を求め、建造物の再建期限を定め、400年前社寺建造物調査を行って、古社寺保存費の制度を補強したことなどを、明らかにしている。また原則禁止の中で残された例外が、近代創建神社の方向性を決定づけたことなど一連の動向を明らかにし、明治10年代における社寺行政が、近代における社寺の造営活動のあり方に、決定的な影響を及ぼしたことを解明した点は、これまで不分明であった歴史的過程に照明を当てたものとして特筆すべき業績である。

第4章では、前章の社寺政策の最中に始められ、後に古社寺保存事業として30年がかりで結実した東大寺大仏殿明治修理を対象とし、その事業経過と設計方針の変遷過程を明らかにした。明治15年に着手された修理計画は資金不足からいったんは挫折しかけたが、明治24年の濃尾地震をきっかけ

に、当時内務省技師であった妻木頼黄が奈良県の求めに応じて調査に訪れ、修理設計が改めて行われたこと、しかしこれも行き詰まり、古社寺保存法のもとで、ようやく事業は軌道に乗ったことを、著者は論述している。妻木頼黄設計による歪みの補正を主とする明治 24 年案、大仏殿の全解体を行い補強材を付加する明治 32 年案、そして明治 38 年前後に検討された構造の大胆な改造を伴う 3 案を、21 枚の新出図面を用いて検討し、これらが最終的に行われた鉄骨による構造補強案にどう結びついていったかを解明するために、事業の経過と妻木頼黄の関与という点から考察を行っている。明治の建築技術史の観点からも重要なこの事例から得られた著者の知見は、今後の建造物保存のあり方に一石を投じるものである。

第 5 章では、修理の財源に関する問題を取り上げ、明治政府の政策と社寺の復興に向けての動向との関係性を考察している。第 3 章で明らかにした通り、明治政府は既存の社寺の存続を優先し、新規の創立を厳しく制限したが、その一方で明治初期においては修理を名目とした社寺の諸興行を風紀向上のため禁止したこと、しかし明治 10 年代に入るとその禁止は解除され、社寺の集金活動が活発化したことを示し、その一例として、第 4 章の東大寺大仏殿明治修理を遂行した大仏会の活動状況から、古社寺保存法以前の建造物修理における経営の実態を解明している。その上で、これまで明らかにした明治前期における行政と社寺の関係が、明治 30 年の古社寺保存法の成立においてどう変化したか、古社寺保存費の増額をめぐる議会での討論を踏まえて、古社寺保存法による保存修理の体制成立の意義について、総括的な考察を行っている。

結論では、以上の事項を改めて時代順に整理し、本研究において「古社寺建造物」について巡らされた研究成果の全体を概括している。

以上を要するに、明治前期の社寺行政における「古社寺建造物」について本論文の著者は、豊富な新出資料を用いて当時の行政と社寺の関係を多角的に分析し、この時代が後の古社寺保存や近代の社寺造営に与えた影響について、斬新な視点から解明に成功した。これは、従来の明治期古社寺保存史の不備を補い、日本近代建築史の理解を前進させることによって、建築学の発展に寄与するものである。

よって本論文は博士（工学）早稲田大学の学位論文として価値あるものと認める。

2003 年 2 月

| | | | |
|----|----------|-------------|-------|
| 主査 | 早稲田大学教授 | 工学博士（早稲田大学） | 中川 武 |
| | 早稲田大学教授 | 工学博士（東京大学） | 小松幸夫 |
| | 早稲田大学教授 | 工学博士（早稲田大学） | 長谷見雄二 |
| | 早稲田大学助教授 | 工学博士（早稲田大学） | 西本真一 |